

公社造林事業仕様書

1 一般的事項

- 1 事業の実施期限を厳守すること。
- 2 明示のない事項及び不明瞭な点については、全て監督員の指示を受けて行うこと。
- 3 事業の実施に当たっては、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止について嚴重な注意を払うこと。
- 4 事業地内の火災防止に万全を期すこと。
- 5 作業個々の具体的事項については、次の作業種別仕様書によって実施すること。
- 6 仕様内容については、作業員に十分徹底するように措置すること。

2 測量事業仕様書

1 測量方法

ポケットコンパス等を用いたコンパス法による測量、又は、GNSS（Global Navigation Satellite System 全球測位システム）による測位とする。

2 杭の埋設

- (1) BP及び10点毎並びに尾根等の主要点で公社が指示する測点には、公社が支給する杭を埋設すること。
- (2) 上記(1)以外の杭については、原則として現地産の木杭等とする。
- (3) 杭に標示する測点名は、油性マジック等を使用することとし、木杭等については、直接又はテープ等への標示でも可とする。
- (4) 測点を設置する場所は、施行地外縁部にある立木の樹幹から1m以内に設置し、GNSS測位による場合は、上空の開空度にも留意すること。

3 縮尺

- (1) 図面の縮尺は、1施行地1ha未満の事業地にあつては1/1000、1ha以上の事業地にあつては1/3000を標準とする。

4 精度

- (1) コンパス法による場合は、閉合誤差の許容範囲は、1/100以内とする。
- (2) GNSS測位による場合は、1施行地あたり2か所以上の点検測位を実施し、1測点毎の差異が3m以内とする。

5 範囲

- (1) 周囲測量及び点在する小規模な除地又は溪流沿いの除地等とする。
ただし、不明な点は協議をすること。

6 測量成果品の提出

- (1) コンパス法による場合は、測量野帳（図測点名、斜距離、高低角、方位角、XY 座標、閉合誤差の算出・面積の計算方法が確認できる計算簿等を含む）、測量状況及び測点の確認の写真等、図面とする。
- (2) GNSS 測位による場合は、測量野帳（測位結果、点検測量結果、面積の計算方法が確認できる計算簿等を含む）、測量状況及び測点の確認の写真等、図面とする。
- (3) 紙媒体1部と、電子データにより提出する。電子データの形式は下記を標準とする。

帳票等	データ形式	測量方法		備考
		コンパス法	GNSS	
測量野帳	PDF	○	○	面積の算出根拠、点検測量結果を含む
測量野帳 (測位記録)	GPX 又は CSV	×	○	測位時のトラックデータ及び測位点の座標
図面 (全体)	PDF	○	○	森林計画図に施業地を表示する
図面 (施行地の図形)	Shape (ポリゴン)	○	○	コンパス法の場合は測量データの CSV の提出に替えることができる
図面 (側点ポイント)	Shape (ポイント) 又は GPX	△	○	JGD2000/平面直角座標系第8系が属性情報に入っているもの
写真	PDF	○	○	

(○提出 ×提出不要 △必要に応じて提出)

7 その他

- (1) GNSS 測位による場合は、着手前に、測位方法や使用機器が確認できる資料を提出すること。(別紙様式に記入)
- (2) 地形条件等により、GNSS 測位の精度が得られない場合は、コンパス法による測量を行うこと。